

# 『法曹論』 雜考



よりよき法曹教育の実現をめざして

法曹論講師 弁護士 才 口 千 晴

## 一 はじめに

中央大学法曹会が平成五年度から母校に派遣した講師の先鞭を務め、司法演習二年担当の後、法曹論担当講師の五年目を迎えた。

法曹論や法学概論は、一般的に功なり名を遂げた著名な学者が法の本質や法曹のあるべき道などを説く講座であるが、本学の法曹論は、受験地獄から開放され、晴れて母校の法学部に入学した純真無垢な一年生に対し、判・検事、弁護士の職務や生きざまなどを紹介して「法曹とは何か」を浮き彫りにし、学生の法曹志向を啓蒙して司法演習履修への橋渡しをするガイドィンス的な講座である。

法曹三者による法曹論と司法演習の開講は、中央大学法曹会が野宮利雄幹事長時代に発意し、安原正之幹事長時代に実現した実務家による法曹教育の嚆矢であるが、教学側に異論があり、その実現

には糾余曲折があった。その後、派遣講師の努力が実を結び、今やその履修者から多くの司法試験合格者を輩出し、最近は現役合格率の向上に寄与するなど母校の司法試験合格の原動力となっている。

ここに母校の法曹論を紹介するとともにその実態を検証し、きたるべきロースクール構想の実現をめざして、よりよき法曹教育のあり方を展望したい。

## 二 法曹論の概要

法曹論は、例年、法学部法律学科の新入生約八〇〇人に対し、前期（四月から九月）毎週土曜日の四时限に合計一二回開講する。

講義は、現職の裁判官、検察官、弁護士の法曹三者の講師が、三回連続して自己の職務を関与事件を交えて語り、併せて法曹の使命、役割、倫理などを説明するという講義をオムニバス的に行い、学生の理解を補うため、法学部の専任教授による導入的あるいは展開的講義を挿入している。また、毎年、模擬裁判を開催して法曹二者の職務の内容と役割の理解を深め、最終回に専任教授を交えてパネルディスカッションを行つて学生との質疑応答の機会を持ち、筆記試験により成績を評価する方式を採用している。

なお、講師の招聘につき、判・検事の出講日時と場所及び転勤に問題があり、また、試験は法曹三者がそれぞれの問題を出題してこれを学生に選択させ、出題者が採点しているが、この採点負担が講師の後継者難の一因ともなっている。

### 三 学生の反応や理解

開講当初、学生は、法曹三者につき、冷静沈着な裁判官、正義のために敢然と立ち向かう検察官、被告人を弁護する弁護士という一般的なイメージを抱いているが、その認識は、講義の進展に応じて徐々に変わり、模擬裁判を契機として、法曹三者それぞれにつき、法服を纏った人間性、権力を背負つた職務性、自由闊達な活動性などの色合いの違いを肌で感ずるようになる。

学生の人気は、検察官が圧倒的に高く、特に女子学生の権力志向は例年変わることがない。最後のパネル・デスカッショնにおいてツー・ショットの記念撮影を求められるのも検察官に限られる。裁判官には常連客的人気があり、証拠に基づき判決をくだすクールな職業に憧れと期待を寄せる学生も多い。ところが、弁護士の収入やアフター・ファイブ等には興味津々であるが、権力や組織を持たずに戻を減らして東奔西走するタイトな弁護士生活には驚きと敬遠の気持ちを隠さない。現代っ子気質の一端がうかがえて誠に興味深い。

### 四 弁護士の法曹論

弁護士の法曹論の道筋と展開は、単純明快である。

まず、学生に「正義とは何か」と問いかけ、それは「究極の価値」であり、正義は多様であること を教える。次いで、「正義の実現のためにアクセスできる法曹は誰か」と問い合わせ、判・検事の「在朝性」と弁護士の「在野性」との区別を説明する。また、刑事事件を例に引いて、弁護士は権力に対抗できる唯一の資格であり、その使命は権力と距離をおき、かつ市民との距離を縮めることであると説く。

この段階で、弁護士は権力や組織を持たない無冠の帝王であり、独立独歩、正義の実現に立ち向かう弁護士稼業に興味と魅力を示すようになる。置みかけるように、弁護士の事件を通じての人間関係の拡がりや生涯弁護士を語れば、学生は職業人としての弁護士を理解する。もつとも、それまでには資産を公開し、事務所経営のバランスシートを分析し、悪徳弁護士や非行弁護士の実態を解明するなど人間弁護士にも触れるサービスも必要である。多くの学生から依頼者との信頼関係の形成や刑事被告人を弁護する正義の在り処を問われるようになれば、弁護士の法曹論は大方の目的を達する。

## 五 模擬裁判の意義

法曹三者の講義を終えた時点で模擬裁判を開廷する。被告人に法学部長、被害者に事務長、目撃証人に女子職員などをあて、過剰防衛の殺人事件や覚醒剤取締法違反事件などを題材にして、人定質問から始め、冒陳、審理、求刑、弁論そして判決までのプロセスを法曹三者が法廷さながらに演ずる。判決の直前に学生から量刑と意見のアンケートを取り、最後に裁判官が判決の言渡しをする。

模擬裁判に対する学生の関心と反応は顕著であり、傍聴席は立ち見が出るほど満員で、アンケートの量刑も概ね当を得ている。

この頃には、学生は法曹三者の職務と役割をほとんど理解し、法曹を将来の自分の職業の射程距離に入れて認識するようになる。

## 六 期待される人間像、求められる法曹像

大詰めは、パネルディスカッションと学生との質疑応答である。法曹三者と専任教授が、学生と

人間像や法曹像を語り合う最後の機会である。そこでは、法律の普遍性は、法律は一部のエリートのためのものではなく普通の市民のためのものであることを、法曹の多様性は、いろいろな人と気持ちが通い合う「温かさ」、いろいろな考え方を理解できる「心の広さ」、さまざまな悩みを解決する「知恵」が必要であることを議論する。「期待される人間像」には、秀才ばかりではなく凡人も、男性ばかりではなく女性も、若者ばかりではなく熟年者も不可欠であると強調する。そして、最後に、「求められる法曹像」は、プロトタイプやエリートではなく、公正な心と違法を憎む倫理感を持つた普通の人と結論づけ、講義を閉じる。

## 七 法曹論の効用と展望

以上が法曹二者と専任教授による法曹論の概要と実態である。

法曹実務家による法曹論や司法演習の功罪については議論がないではない。しかし、法曹実務家による講義が凋落した「法科の中央」に活力を与え、現に司法試験合格の原動力となっていることは紛れもない事実であり、その後、教学側が開講した「基礎講座」は、法曹論や司法演習に啓発されて誕生した講座であることを否定できない。

また、概念法学の講義がいかに向学心を啓蒙しないかは経験的に実証済であり、もし、われわれが法曹への志を懷いた往時に、法曹実務家による法曹論や司法演習を受講できていたら、法曹への道はもっと平易であったに相違ない。

実務法学を建学の精神とする母校「中央大学法学部」が法曹実務家による法曹論や司法演習をます

ます発展させ、学生の勉学や研鑽に資することは些かも躊躇すべきことではなく、これがきたるべきロースクール構想の精神にも合致することは疑いない。

中央大学法曹会が法曹論と司法演習に託した夢と決断は、ここに見事に開花し、そのノウハウは、

今後も多くの有能な先輩法曹の努力と研鑽によって継承され、必ずや大きく結実するものと確信する。

# 和光の修習生



司法研修所教官 弁護士

横井 弘明

## 一 昨年の四月から司法研修所の刑事弁護教官に就任した。

修習は三六期で昭和五九年弁護士登録、平成元年から五年まで刑事弁護教官室の所付をしていました。経験を見て、「研修所が好きなんですね。」と言われることもある。

所付をしていたので、激務であることは覚悟していました。一年間教官を経験して、大きなやりがいを感じるし、こんなに楽しいとは思わなかつた。嘘ではありません。

## 二 湯島時代と比べて和光の修習生は、ずいぶん様変りした。

若い、人数が多い（一クラス七〇名ほど）、女性が多い（三割程度）、明るい。教壇に立つと大学で授業をしているのかと錯覚してしまう。

和光の修習生に対してはいろいろな評判、批判も聞く。たとえば、人数が増えて実力が低下したとか、マニュアル指向であるとか、自分で物を考えないなどということをよく言われる。当たっている

と感じる部分もあるが、一面的過ぎると思うところもある。

昔に比べて優れているところも多い。

若いということとも関係するが、非常に柔軟で、新しいものに対する適応力、吸収力が旺盛である。大量の情報を上手に処理できる技術を身に付けている。われわれの世代はワープロができればよしとされていたが、ほとんどの修習生がパソコンを持ち、インターネットや電子メールで情報をやり取りしている。教官のメールアドレスを教えてくださいとよく言われるが、もっていないと言うと本当に不思議そうな顔をする。私自身はまったくの機械おんちで、ビデオの予約さえできない。研修所に入つて、必要に迫られ携帯電話を購入し、パソコン始めた。研修所にはおじさんに対する教育効果もある。

また、意外と思われるかもしれないが、今の修習生は非常によく勉強する。和光に移転して周囲に遊ぶ場所がないからかもしれないが、われわれのころに比較して格段に勤勉である。検察官、裁判官を志望する者は早い段階で事実上絞りをかけられるので、前期から真剣である。弁護士志望者も二回試験のプレッシャーがあるにせよ、よく頑張っている。少し気の毒かなと感じるときもある。

三 教官の最初の仕事は、クラスの修習生の名前を覚えることにある。カードにして覚えるが、日に日に記憶喪失能力に磨きがかかり、ようやく全員の名前を覚えるころには別れのときとなってしまう。覚えるのは名前だけにしている。先入観をもつて出身大学は特に意識しないようにしているが、やはり後輩の存在は大変気になる。

われわれが修習生のころは、先輩から最近の中大生の実力は今ひとつだなどとしばしば叱りの言葉を頂戴した。今は、中大生のレベルを把握しようとしても遺憾ながら比較対照できるほどサンプルが多くない。しかしながら、意外とよくできる中大出身の修習生がいるという印象をもっている。数の少ない分よくできる子が目立つのかもわからない。できると評判の修習生の中に中大出身者がいると本当に嬉しい。

先日、五四期の修習生の会合に顔を出したら、中大で受け持った司法演習の生徒がいた。随分早く研修所に入ったねと言ったら、現役合格だという。中大もまだまだ捨てたものではない。

四 研修所では、現在五五期のクラス編成の準備を進めている。クラス編成は公平にということから、年齢、男女の別、出身大学等の要素を考慮してクラス分けをする。大学は上位五大学ということで、わが母校は五番目にかろうじて入っていた。しかし五番目は悲しいし、クラス分けの基準校から脱落するようになるともっと悲しい。

やはり、駅伝と司法試験は中央大学の良き伝統としていつまでも健闘してもらいたいものだと思う。

# 修習生から一步前へ



東京地方裁判所裁判官 田中伸子

## —名ばかりの裁判官

東京地方裁判所民事部、右陪席裁判官の斜め後ろに位置して弁論準備手続に参加し、期日指定の段になつて私が期日簿を開いたとき、「えっ」という感じの顔をされた代理人がいらしたことがありました。きっと私を修習生だと思われていたのだと思います。

実際のところ私は平成一二年一〇月初旬までは修習生で、その出来事は同年一一月の任官後間もない時期のことだったのですから、その代理人の方に対しても「失礼しちゃうわ」などと思う気はさらさらありません。

まさしく、私は名ばかりの裁判官だったのです。

## 二 任官直後の落ち込み

東京地方裁判所に着任して数日後、法服を着て法廷に臨み、私も裁判官になったのだな、と思うのも束の間、読み終わらない記録、次々と舞い込んでくる事件等、すべきことは山積みでした。自分の要領の悪さと相俟って、目の前にある問題をなんとかやり過ごしていくかざるをえないことに多少なりとも落ち込みました。任官前は、裁判官の魅力の一つとして、物事をじっくり考えられることがあると考えていたのですが、現実にはなんとかやり過ごすのに精一杯という感じだったのです。私自身の取り組み姿勢に多分の問題があるのですが、勢い、裁判長、右陪席裁判官、書記官の助けを期待して事件にあたることが多くなっていました。

もちろん、はじめから一人前の裁判官としてやっていくことなどできるはずもないのですが、周りの人々に助け、教えられているうちに、気持ちまで受け身となり、責任感が希薄になってしまっていました。任官前には、裁判官になつたら合議体の一構成員として常に自分なりの意見をもつて臨もうと思っていたのですが、任官後の恍然とした中で、「教えて下さい」のみでも許される修習生のままになってしまっていました。

## 三 私一人で

そんな中で、比較的典型的な事件などについて、私が受命裁判官となつて手続をすすめる機会を持たせていただくようになりました。期日の前後に合議体の裁判官と合議をし、方針を決めて臨む

わけではありますが、その期日中に裁判官という立場で意見を述べられるのは私一人となるので、裁判官として具体的にどう、対応すべきなのかということを主体的に考えざるを得なくなつてきました。

ただ、自分の考え方を納得してもらえるように伝えるということは難しく、また裁判実務経験、社会経験の豊富な方々の間に座つて話を進めていくというのは、どうも氣後れしてしまい、言うべきと思つていたことを控えてしまつたり、裁判所として止めるべきであろうことを止められないままになつてしまつたりとなかなかうまくいかないものです。そのようなことを話していましたら、合議体の裁判官に、裁判官は法廷や準備室ではある意味、役者となることを求められているのだから、個人的な感情でそれを演じられないのだとしたら裁判官としての職務を放棄したことになるという指摘をいたしました。そこで最近は、気恥ずかしさを払拭すべく、私一人が受命裁判官となつて手続をすすめている事件のある日には、その事件をどうすすめるかを鏡の前で少し練習をするように努めています。修習生時代には、考えもつかないことでした。

#### 四 世間知らずを埋めるもの

鏡の前の練習がどれだけ成果を上げているかは別として、受命を受けた事件をきっかけとして裁判官を演じることを心掛けるようになりました。しかし事件解決というストーリーの中で、自分の役者としての薄っぺらさを感じざるを得ない日々です。

司法改革の中でも議論の対象となつていますが、社会経験もなく世間知らずな裁判官である私は、

社会に対する洞察を欠くままに、要件事実的に割り切った判断をしてしまいしがちになることを否めません。事実を抽象的な事実として捉えたままで、その背後にどのような人の考えがあり、社会の考え方があるのかに思いが至らず、本来あるべきであろう解決から遠ざかってしまっていたことに気付かされることもしばしばです。合議等で他の裁判官と話をしていますと、裁判官は中立でなくてはなりませんが、当事者の視点で、なぜそうしたのか、なぜそのように主張するのか、本当のところは何をどうしたいのかということを想像することの大切さを痛感します。想像も一定の経験に裏打ちされていなくては、突飛なものになることもあると思いますので社会経験、裁判実務経験を積んでいくように努めなくてはなりませんが、差し当たっては多少突飛になることはあっても、想像をめぐらせて事件全体をみつめるよう心掛けたいです。

## 五 裁判官に向かって

裁判官に任官して四か月余、裁判官を演じること、当事者の主張に耳を傾けること、事実をみつめること、想像をめぐらせてあるべき解決を探ることを心がけ、そしてあるべき解決に近づけられたと思ふことができたときなどにこの仕事のやりがいを感じています。裁判官としての課題をようやく見つけつつあるところで、傍目からみましたらまだ修習生のようであるのでしょうか、自分自身としては、最近ようやく修習生から裁判官に向かって一步前へ進めたのではないかと思っているところです。

# 一年生弁護士の刑事弁護



五三期弁護士 片山有里子

一〇月に弁護士登録をしてから、すでに五ヶ月がたとうとしています。勤務先が渉外事務所ということもあります、この五ヶ月間で法廷に立ったのはわずか一件という状態ですので、ありきたりの事件ではあります、その刑事事件について、書こうと思います。

この刑事事件は、第二東京弁護士会の義務研修である国選弁護研修の一貫として、担当したものです。事件は、住所不定・無職の男が、金に困って、ひつたくり、侵入窃盗、カード詐欺をはたらいたという典型的とも言えるものでした。選任命令を受け取った翌日、まだ記録も出来ていないので接見に来てほしいとの依頼があり、週明けに記録を閲覧して、代用監獄であった警察署に向かいました。記録によれば、被告人は、逮捕当時から素直に犯罪事実を認めていました。

被告人の用件は、ひつたくりの被害者である女性に、被害弁償をして欲しいというものでした。これで少しは罪が軽くなるかもそれないと話す被告人に言いたいことは山ほどありましたが、時間もなかつ

たため、被害弁償の申し入れをして、お金を受け取っていただこうということになりました。

翌日、無事に被害弁償金を送金することを伝えに接見に行き、被告人の書いた「上申書」なるものを読みますと、前刑出所後に世話をなっていた保護会へのうらみつらみが何枚にもわたって書かれ、被告人の口からも、自分がどれほど更正に向けた努力をしてきたか、それを保護会がどのように妨げたかという話がほとんどでした。それをじっと聞きながら、私は、被告人の口から反省の言葉が出るのを待ちましたが、「結局は、自分が悪いんです。」という、ふてくされたような一言だけでした。

私は、この接見のあと、被告人を本当に反省させるにはどうしたら良いのか、考え込んでしまいましたが、数日後、再び接見に向かいました。人生経験も、弁護士としての経験もほとんどない私には、一度の接見で被告人の心を開かせるのは難しい、それなら、何度も通うしかないと考えたのでした。

三度目の接見では、被害者の女性の恐怖について、話をしました。被告人には、離婚した元妻との間に二〇歳になる娘がいましたので、あなたの娘さんが同じ目に遭ったら、どう思います? どんなに被害者の方が怖かったか、分かるでしょう? 謝罪すべき相手は、私や、裁判官じゃない、被害者の方でしょうか? と、何度も繰り返して説明し、ようやく、被告人が、「考えたこともありませんでした。」と言つてうつむいたので、接見を終えました。

四度目の接見では、公判で情状を争うため、細かな事実関係について確認し、また、今後どうすれば、刑務所に行かない人生を送れるかについて、話し合いました。何度も犯罪を繰り返す被告人の場合、何か悪いことがあるとすぐに他人に転嫁して、自分は不幸だと開き直っているタイプが多いと思いますが、

この被告人もまさしくこのタイプで、なんとしても、この考え方を変えさせなければなりませんでした。なかなか難しいものがありましたが、被告人が他人より優れている点をひとつひとつ挙げて、あなたにはこのような優れた点があるのだから、もうちょっとだけがまんすれば、立ち直れるはずです、何事もプラス思考で考えてくださいと言いつづけました。二時間の接見の甲斐あって、被告人は分かってくれたようでした。

公判期日は、典型的な事件らしく、一時間であっけなく終わり、判決は、懲役二年の実刑でした。

判決後に、接見に行くと、被告人はすっきりした様子で、今後の人生のことを話してくれました。最後に、被告人が、「生きていて良かった。先生に会えて良かった。」と言ってくれ、私の弁護は終わりました。

かつて検察官を志望していた私は、刑事案件で、弁護人の果たせる役割は余り大きないと考えて、刑事案件の少ない渉外事務所を選択したのですが、この一件で、刑事弁護に対する見方が変わりました。東京のように、検察官が忙しいために、一件一件の刑事案件に時間を割けない地域では、弁護人が自白事件の被告人とゆっくり話しをすることができる唯一の存在なのかもしれません。事務所で扱う企業の法律相談とはまた一味違った喜びを感じた一件でした。

# 学研連の現状、課題、将来の展望



平成一二年度中央大学学  
術研究団体連合会委員長

田 中 紘 三

## 一 来し方を思う

学研連（中央大学学術研究団体連合会）の構成六団体（玉成会、中桜会、真法会、正法会、瑞法会及び済美会）は、若干の程度の差こそありますが、総じて、低迷状態に入ったままの推移が続き、一陽来復のきざしすらまだしの感があります。かつては、これらの団体の研究室に入室を許されたときは、もうすでに司法試験の合格はなれば保証されたも同然という時期がありました。それも一過性の勢いではなく、かなりの期間継続したものでした。実に今昔の念に堪えません。

## 二 低迷の原因に思う

学研連の低迷の原因を大学キャンパスの八王子移転のせいだと主張する意見があり、研究室が制度疲労をおこしているのだという意見もあり、また、学生の質的低下のせいだという意見もあります。また、

旧態依然の受験勉強ではドラスティックに変つてしまつてゐる司法試験に合格するのは夢物語だと断言する意見もあります。おそらくは、それらの意見にみられる諸原因が複合し、悪循環となつて現在に至つているというのが正解なのでしょう。合格者数が往時より飛躍的に増大してゐる大学もあることからいえば、なおさらそう思いたくなります。

### 三 中央大学の合格者増加法を思う

学研連は、合格者の増加対策に真剣にとりくむため、平成一二年五月に司法試験対策検討特別委員会を設置し、現在の低迷状態から脱却するための具体的方策の検討に入りました。その結果、同特別委員会においては、現状の司法試験制度のもとで中央大学としての合格者数の増加をはかるためには、法職講座をさらに充実することがもつとも効果的であるとの結論に達しました。そこで、学研連もこの認識を共有したうえで、法職講座運営委員会の指導方針を尊重しつつ、法職講座の充実のために今後は従前にもまして協力し、バックアップ態勢をととのえていくことにいたしました。もちろん、現在の司法試験制度は、ごく近い将来、根本的変革の波にさらされることもあり得るところです。学研連は、そうした将来像をも同時に描く必要に迫られています。

なお、かつての時代に司法試験の受験勉強をした者が母校の後輩の受験勉強の方法に手を貸してやりたいという思いに駆られるのはごく自然なことです。私は、特別委員会における現状分析の結果から、そういう思いを行動にあらわすときには、昔の体験談は役にたたないばかりか、ときには有害にすらな

るということを心得たうえですべき、ということを思い知らされました。

#### 四 学研連研究室の将来を思う

学研連は、中央大学のご理解と中大法曹会のご努力により、市ヶ谷キャンパスに六三席分の研究室を与える、さらに、現在建築計画が進行中の八王子オフキャンパス施設には合計で四一〇席分の研究室の割当を受けることになっております。当然のことながら、学研連は、これらの割当席数にふさわしい成果をあげる展望を示さなければならず、また、その場合には、ロースクールをも視野にいれたものとしなければなりません。

これから学研連は、中央大学全体の合格者数を押し上げ、その高質化に寄与していくことにおいても、十分にその存在意義を發揮できるものと考えます。また、法職講座との有機的連携を強化することにも、八王子のキャンパスに接したところに位置し、大学の教授陣も身近におられるという地の利を生かすことも検討すべきだと考えます。学研連は、平成一三年一月に研究室制度検討特別委員会を立ち上げ、各研究室がそれぞれの特色を生かしつつその存在意義を最大限に發揮するためにどうすべきかの共同検討を開始いたしました。この特別委員会をいかに活性化し、その検討の成果をいかに各研究室の将来に生かしていくかは、からの各研究室にとって、それぞれの重大な課題となるはずであります。

## 五 総合大学の利点に思う

医師について言われているように、法曹もまた、人間の全人格を取り扱うことを職務としています。それに必要な資質は、漠然とした言い方ながら、深い教養から生まれます。その教養の基礎は、取り敢えずは、ひろく諸学問をのぞいてみるとことによつても得られます。

しかし、司法試験の実情に詳しい若手のなかには、そのようなことは司法試験に合格してからすればよいこと、と主張する者がいます。おそらく、これは最近における受験生のおおかたの一一致した考え方なのでしょう。

どうしてそんなに若いときから浮足立つてしまつてゐるのでしょうか。人生にはその精神の成長成熟段階、すなわち、おおまかにいうと年齢のいかんにより、やるべきことは違つてゐるはずです。つまり、二〇才前後までにやるべきことをやつた人とこれをやり残して後年になつてはじめて手掛けた人とでは、どこかで違いがあるようと思えてならないのです。人生には、なにごとにつけ、年頃というものがあります。これは、人類がその歴史において学んだ知恵でもあります。

また、司法試験を少數回のトライで合格するためには、それにふさわしい論理思考をする能力を必要としています。とくに凡庸との自覚のある学生がその能力を短期間で涵養して習得するためには、総合大学としての中央大学の特色を生かした秘策があると思います。その秘策というのは、法律学以外の分野の授業に首をつっこみ、その世界での思考訓練に参加してみるとことです。たつたの一年間でもいいのです。これは、司法試験の受験に必要な法律学の習得を非常に容易にするとともに、法曹になつ

たあとにおいても力強い底力となるという意味において一石二鳥の名案のはずです。このことをいまどきの受験生にはどうしてわかつてもらえないのでしょうか。浮足立つてもろくな法曹にはなれない、といふのは司法試験の受験指導にあたる者においてぜひ口癖にしてほしいと念願しております。

私は、そうした頭脳の準備体操をしないままにいきなりスタートラインにたつ受験生をはらはら見ていています。また、私は、中央大学が八王子オフキャンパス施設を大学の校舎に近接した位置に建設することにした叡知ある決断に対し深い敬意と心からの感謝の気持ちをお伝えしたく思っています。室員が選択科目以外の授業や他の学部の授業をつまみぐい的に自由聴講してもおとがめなしになつております。室員があちこちの教室での聽講に胸をときめかせるようなときがくれば申し分ありません。こうした総合大学の利点を生かした修学環境のもとで、この人ありと世に尊敬される法曹がひとりでも多く生まれるために学研連がお役にたてれば、学研連はその成果を世に示し、将来の展望を現実のものにしたことになると思います。私は、そのように考えることは、決して学研連の終焉を意味するものではなく、むしろ、来たるべきロースクールの時代における学研連の存在価値を大きなものにしていくために大きな意味のあることであると考えております。

# 法職講座の現状と今後の課題

平成一二年度の司法試験最終合格発表の結果を踏まえて

## 法職講座運営委員会

平成一二年度の最終合格者数は、九九四名で、昨年度の一〇〇〇名より六名減っているが、本年度も一〇〇〇名合格体制が続いている。

法職の合格者数は、多摩研究室（一名→六名→七名）、市ヶ谷研究室（一八名→一九名→三四名）とも一昨年、昨年より増加している。特に市ヶ谷研究室は、昨年度から見れば三四名になり大幅な増加である。また多摩研究室では四年生が五名合格しており、いずれも一年生から多摩研究室の指導を受けてきた在学生である。

これに対して、学研連の合格者数は昨年より減少している（三七名→二七名）。今後の学研連の動向に注目したい。

本学は本年度、大学別順位は昨年と同じく五位であったが、合格者数は増加傾向にある。これは司法試験早期合格者を増加させるため、受験指導内容の一層の充実に務め、昨年度よりスタートさせた法職

講座の抜本的改革、並びにそれを理解し、支援体制を敷いた。

年齢別にみると、二三歳を中心とした若年層と二七歳代のベテランの健闘があげられる。なかでも、二一歳から二五歳までの合格者が（四〇名→四七名）であり、二六歳から三〇歳までの合格者は（三三名→四三名）で、いずれも昨年より大幅に増加した。

若年層の増加は、多摩研究室の指導体制がいかに充実しているかを物語るものである。また、市ヶ谷研究室の大躍進は三年ほど前から取り組んできた、論文合格のためのプロジェクトに加え、本年度からの試験科目の変更（選択科目の廃止）にいち早く対応し、昨年度より実施した両訴対策のための特別ゼミなどが実を結んだことに起因すると考えられる。このように、本年度は予想より合格者が増加したが、次年度は本学の最終合格者数について、相当の苦戦が予想される。抜本的改革三年目の目標は九〇人台後半であるが、目標達成は前途多難である。理由は、法職関係者以外の受験生の動向が不安だからである。

法職としては、法職関係者でない中大生、特に最終合格直前の受験生を多く法職講座の指導を受けられる環境に吸収する必要があり、市ヶ谷キャンパスにそれらの受験生を多く収容し、徹底指導することにより、即効性のある合格者増員策を実施しながら学研連の回復を待つしかない。

さらに、市ヶ谷研究室では、今年二三一名の入室希望者があり一八一名の室員合格者を出し、室員のレベルが飛躍的に向上している。それに伴いレベル別受験指導システムを導入し、三年間での択一合格経験のある者とない者に区分し、前者については科目毎に完成コースと基礎コースに分けてゼミを実施

し、完成コースは科目の基礎的理解を十分に目ざせるための指導をしている。加えて、幹事会直轄で、本年度に合格するのが当然だった室員、いわば実力者を集中的に指導するシステムがある。具体的には、なぜ落ちたかを分析するためのレポート提出と個人面談、弱点を補強するための個別ゼミ指導（同じ弱点を持つ者を集めて、指導すること）を徹底して実施し、新規室員には専任指導員が担当としてつき、個別指導にあたっている。

また多摩研究室でも室員と定席を持たないゼミ会員についてレベル別指導を行っている。具体的には、それぞれ一四名、七〇名、九〇名程度を対象として、論文合格レベル、択一合格レベル、基礎レベルに分けて指導している。特に論文合格レベル一四名は専任指導員による徹底的指導を行っている。

最後に、本学は口述試験不合格者（一〇名→一〇）が多いことに留意しなければならない。法職としては、すみやかに口述落ちの一〇名を市ヶ谷研究室に入室させ口述対策の指導、具体的には口述ガイダンス、口述ゼミ等を実施したいと考えている。